

岩手県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社新里酒店	久慈市本町一丁目28番地	かあさんのいえ。長内デイサービスセンター	久慈市長内町第16地割31番地3	平成22年6月30日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社新里酒店	久慈市本町一丁目28番地	かあさんのいえ。長内デイサービスセンター	久慈市長内町第16地割31番地3	平成22年6月30日